

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○行政書士法による行政処分についての公開の聴聞  
(二件) ……(総務局行政部振興企画課) ……一

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…  
…(生活文化局都民生活部管理法人課) ……一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…(同) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要…  
…(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 東京都知事選挙の候補者届出書等の事前審査…  
…(東京都選挙管理委員会) ……四

### 告示

●東京都告示第千二百十八号  
行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい  
う。)の規定による行政処分について、法第十四条の第三  
三項の規定に基づき、聴聞を実施する。  
なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、  
次のとおり行う。

平成二十八年七月五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 期日

平成二十八年七月十五日 午後一時三十分から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

三階 調整室

三 被聴聞者

(一) 氏名

岸本 静夫

(二) 事務所の所在地

豊島区池袋四丁目二十五番十二号小林ハイツ四〇二

号

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第八八〇八〇三一八号

●東京都告示第千二百十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい  
う。)の規定による行政処分について、法第十四条の第三  
三項の規定に基づき、聴聞を実施する。  
なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、  
次のとおり行う。

平成二十八年七月五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 期日

平成二十八年七月十五日 午後三時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

三階 調整室

三 被聴聞者

(一) 氏名

磨井 崇

(二) 事務所の所在地

町田市鶴川二丁目十九番八号

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第〇四〇八一三一一号

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申  
請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五  
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証の申請があったので、同条第五項において準用する同法  
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に  
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条  
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり  
公告する。

平成二十八年七月五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 申請のあった年月日

<p>平成二十八年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アットホーム</p> <p>三 代表者の氏名 伊東 和慶</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市山崎町千四百八十三番地 山崎団地八一九一〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者を対象として、介護保険法に基づくグループホーム等在宅福祉サービス事業や介護ボランティアの育成・支援等を行うことで、高齢者や障害者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Social Welfare Work</p> <p>三 代表者の氏名 奥村 守</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区南花畑一丁目十八番十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、生活困窮者に対して、無料または低額で宿舍及び食事その他生活の場を提供することにより、生</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本伝統文化協議会</p> <p>三 代表者の氏名 波多野 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市牟礼一丁目五番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 消滅の危機に瀕している伝統芸能、伝統工芸など地域における伝統文化に対して光を当てて、その伝承の意義と重要性を広く知らせる国民運動を展開するとともに、地域において伝統文化伝承とそれを活用して地域に活力を作り出していくNPO団体の結成を促進して、その活動支援体制を構築していくことを目的とする。</p> <p>幼児、青少年その父兄及び地域の住民に対して、スポーツ大会及びスポーツ教室の開催、その他スポーツの普及に関する事業を行うことにより、青少年の健全育成、地域交流の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>活の安定と健康の回復を図ると共に、就労の機会を与え、社会復帰の手助けをなす事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本伝統文化協議会</p> <p>三 代表者の氏名 波多野 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市牟礼一丁目五番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 消滅の危機に瀕している伝統芸能、伝統工芸など地域における伝統文化に対して光を当てて、その伝承の意義と重要性を広く知らせる国民運動を展開するとともに、地域において伝統文化伝承とそれを活用して地域に活力を作り出していくNPO団体の結成を促進して、その活動支援体制を構築していくことを目的とする。</p> <p>幼児、青少年その父兄及び地域の住民に対して、スポーツ大会及びスポーツ教室の開催、その他スポーツの普及に関する事業を行うことにより、青少年の健全育成、地域交流の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
<p>平成二十八年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人21世紀のカンボジアを支援する会</p> <p>三 代表者の氏名 根岸 恒次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区豊玉上二丁目二十五番七号 ゴールドパレス豊玉二〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、内戦が終結し、戦後復興に励むカンボジアの人たちに対して、彼らの意思を尊重し、話し合いを通して自立の支援に係る事業を行う他、災害などの緊急援助に係る事業を行い、カンボジアの人たちの生活の向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことばの道案内</p> <p>三 代表者の氏名 押見 敏昭</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区滝野川七丁目二番七ー一〇九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、言葉の道案内の制作及び啓発普及活動に関する事業を行うとともに、音声対応したインターネット環境を整備することで、視覚障害者及び視力の衰えた高齢者等の外出とその後の社会参加を支援し、社会福祉の増進と情報化社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>平成二十八年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人21世紀のカンボジアを支援する会</p> <p>三 代表者の氏名 根岸 恒次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区豊玉上二丁目二十五番七号 ゴールドパレス豊玉二〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、内戦が終結し、戦後復興に励むカンボジアの人たちに対して、彼らの意思を尊重し、話し合いを通して自立の支援に係る事業を行う他、災害などの緊急援助に係る事業を行い、カンボジアの人たちの生活の向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことばの道案内</p> <p>三 代表者の氏名 押見 敏昭</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区滝野川七丁目二番七ー一〇九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、言葉の道案内の制作及び啓発普及活動に関する事業を行うとともに、音声対応したインターネット環境を整備することで、視覚障害者及び視力の衰えた高齢者等の外出とその後の社会参加を支援し、社会福祉の増進と情報化社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>平成二十八年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人21世紀のカンボジアを支援する会</p> <p>三 代表者の氏名 根岸 恒次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区豊玉上二丁目二十五番七号 ゴールドパレス豊玉二〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、内戦が終結し、戦後復興に励むカンボジアの人たちに対して、彼らの意思を尊重し、話し合いを通して自立の支援に係る事業を行う他、災害などの緊急援助に係る事業を行い、カンボジアの人たちの生活の向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことばの道案内</p> <p>三 代表者の氏名 押見 敏昭</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区滝野川七丁目二番七ー一〇九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、言葉の道案内の制作及び啓発普及活動に関する事業を行うとともに、音声対応したインターネット環境を整備することで、視覚障害者及び視力の衰えた高齢者等の外出とその後の社会参加を支援し、社会福祉の増進と情報化社会の発展に寄与することを目的とする。</p>

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オーシャンブリッジ

三 代表者の氏名

篠崎 範浩

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区天神町八十五番地 リマールパレス二〇

二

五 定款に記載された目的

この法人は「一億総活躍社会」の実現には人材育成が一番の近道であるという認識のもと、子供から第二の人生をスタートする中高齢者までが、年代、性別、人種、民族、障害など全ての差別を越え、貧富の差など環境にもとらわれることなく広く平等に修学の間や自己啓発の機会を提供し、勇気と情熱をもって夢と希望ある笑顔あふれる未来を自ら築く事ができるよう支援します。また、

日本固有の文化である寺社建築、美術・工芸品などと諸外国の文化を交換する事を通じて国際交流・相互理解を深め、もつて国際協力・振興への貢献に寄与します。(以上原文のまま掲載)

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 5 years

三 代表者の氏名

大久保 淳一

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目四番二号 グランパークハイツ

二六〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、病気を患っている患者とその家族・関係者といった広く一般市民を対象として、患者とその家族が必要とする患者経験者たちからの情報の提供、患者と患者経験者間のコミュニケーションを可能とする事業等を通じ、患者とその家族が社会で安心して暮らせるための支援体制を構築し、患者とその家族の生活の質の一層の向上と充実、及び国民の医療の環境改善に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人方丈倶楽部

三 代表者の氏名

鈴木 和子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南四丁目六番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、個々の経済事情や家庭事情等によって、遺骨の行き場に苦慮している方々に対し、寺院の理解と協力を経て、埋葬できる場所を設け、それを安価に提供して永代に渡って教養されるように活動し、誰もが死後にお墓に入れることを目指して、社会の福祉の促進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同條第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年七月五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)セントラルビル(ドン・キ

ホーテ環七梅島店)

イ 店舗所在地 足立区中央本町五丁目五番十四号

ウ 設置者名 セントラル商事株式会社

(二)ア 店舗名 ニトリ世田谷用賀店

イ 店舗所在地 世田谷区玉川台二丁目百九十番地一  
 ウ 設置者名 株式会社ニトリ  
 (三) ア 店舗名 アトレ吉祥寺  
 イ 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二十四号  
 ウ 設置者名 株式会社アトレ  
 (四) ア 店舗名 タストンビル  
 イ 店舗所在地 町田市原町田三丁目二番八号  
 ウ 設置者名 株式会社タストン  
 (五) ア 店舗名 後楽園ショッピングセンター  
 イ 店舗所在地 調布市調布ケ丘一丁目十八番地一  
 ウ 設置者名 ニビツク株式会社

二 東京都の意見の概要  
 (一) 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。  
 (二) 意見の通知日 平成二十八年六月十五日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 平成二十八年七月五日から同年八月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

五 縦覧時間

東京都知事選挙の候補者届出書等の事前審査について

平成二十八年七月三十一日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。  
 平成二十八年七月五日  
 東京都選挙管理委員会  
 日時 平成二十八年七月六日から同月八日までの午前九時から午後五時まで  
 場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

